



令和8年度

中央区地域部会 の取り組み

札幌市自立支援協議会
中央区地域部会 運営事務局員
片岡 正憲



中央区地域部会の前に...

自立支援協議会 とは？

「障害者総合支援法」に基づき設置

(協議会)

第八十九条の三 **地方公共団体は**、単独で又は共同して、**障害者等への支援の体制の整備を図るため**、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成され**協議会を置くように努めなければならない。**

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への**適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有**し、**関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの**とする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、**意見の表明その他必要な協力を求めることができる**。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、**これに協力するよう努めるものとする**。5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して**知り得た秘密を漏らしてはならない。**

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。



自立支援協議会とは？

法的な根拠があり、その地域で暮らす障がいのある方の実情に合わせて、行政・福祉・医療・教育・当事者・家族・企業などが連携し、協力していくことで、より良い生活を営むことができるよう一緒に考えて行く。



札幌市自立支援協議会組織図 (令和6年7月1日)

札幌10区に地域部会があり、その一つに中央区地域部会があります。

Aさんの
支援ケース

Bさんの
支援ケース

Cさんの
支援ケース

Dさんの
支援ケース

ニーズから考えられる課題

地域部会
連絡会

地域部会 (10区)

- ・障がい者やその家族等の暮らしやすい地域づくりが目的
- ・地域課題の発掘・解決

・分野別に情報共有
・部会員の資質向上
・課題解決への
施策提言等

就労支援推進部会

相談支援部会

子ども部会

専門部会
連絡会

運営会議

- ・協議会全体の運営に関する議論
- 会長、副会長 各1名
- 地域部会長 5名
- 専門部会長 3名

プロジェクトチーム

- ・特別の事項を調査審議
- ・運営会議委員が担当を持つ

地域生活支援拠点検証委員会

- 地域生活支援拠点に関わる検証、検討、報告
- ・地域生活支援拠点の事業所
 - ・相談支援部会
 - ・運営会議

全体会

- ・意思決定の場
- 【25名以内／互選により会長と副会長／任期2年／臨時委員可】
- 地域部会長 10名
- 専門部会長 3名
- 学識経験者、医療、発達、社協、まちづくりパートナー、生活困窮

協議会は、関係機関等（法第89条の3の「関係機関等」をいう。以下同じ。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者又は障がい児への適切な支援に関する情報共有及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定及び変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。 5
【札幌市自立支援協議会設置要綱 第1条の2】

一人ひとりの支援の中で出てきたニーズから考えられる課題

事業所で
解決

各地域部会や専門部会で困ったことを話し合う

未解決

- 全市的な課題
- 使えるサービスがない

各地域部会で解決

- 研修会やイベントを開催
- その場で相談し解決

地域部会
で解決

運営会議や連絡会などで再度検討

解決の検討

- 全市的な研修会実施
- プロジェクトチームの立ち上げ
- プロジェクトチームで課題解決を進める
- 地域部会や専門部会と連携

札幌市への提言・連携

- 障がい者プランの検討・提言
- 障がい者施策推進会議への提言・共有
- まちづくりサポーターと連携
- 各種計画への提言・共有
- 関係機関への提言・共有

自立支援
協議会で
解決



中央地域部会 について

中央区地域部会 の理念

地域づくり

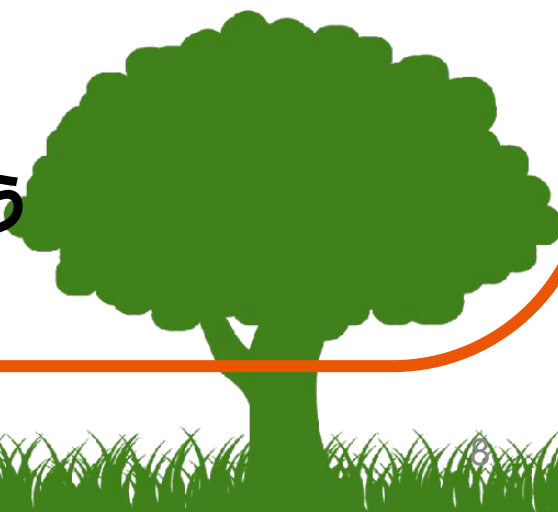
障がい児・者の生活全般に関わる
法律・制度・支援 の理解を深める

連携

より広く、より深く、顔 の見える繋がりを作ろう

課題発掘と解決

地域課題を発掘するとともに、その 解決に取り組もう



中央区地域部会について

構成員：・障がい児者福祉事業所・行政機関・医療関係
・高齢者関係・当事者の方・企業の方

特徴： **区の制限なく「どなたでも参加可」**

年9回の定例会を実施

ライフステージを超えて、みんなで考える

定例会：**年9回**（8、12、3月以外の毎月）

第3水曜日 18:30～20:00

中央区複合庁舎 4階 講堂



障がい児者やその家族が暮らしやすい地域づくりのために・・・

地域づくり

連携



年9回の定例会

地域づくり

まなびば

解決に向けた取り組み

課題解決に向けて、講師を招き勉強会や事例検討会などを行う

連携

しゃべりば

課題の発掘や解決

様々な機関の方と困っていることを相談したり、情報交換などを行う

目的

課題解決に向けた取り組み

内容

- ◇ 講師を迎え、地域課題解決のヒントを頂き、支援力向上等を図る
- ◇ 他事業所の取り組みを知り、事業所に持ち帰ることで、間接的にサポート
- ★ **事例検討会を開催** いま困っているケースを持ち寄り相談できる

例えば...

- ・相談支援について→指定・委託相談支援の方を講師に招き事例発表頂き事例から学ぶ
- ・私のとある連携 →特別支援学校や地域包括センターの方を招き、連携の事例報告
- ・就労選択支援について →札幌市で実践されている事業所の方を講師に招き制度について学ぶ
- ・性にまつわるトラブル →コミュニケーションの専門家を講師として招き
どうやって関わればよい？などを学ぶ



しゃべりば

(旧:実践交流会)

目的

地域課題の発掘・連携のきっかけ・相談と解決

内容

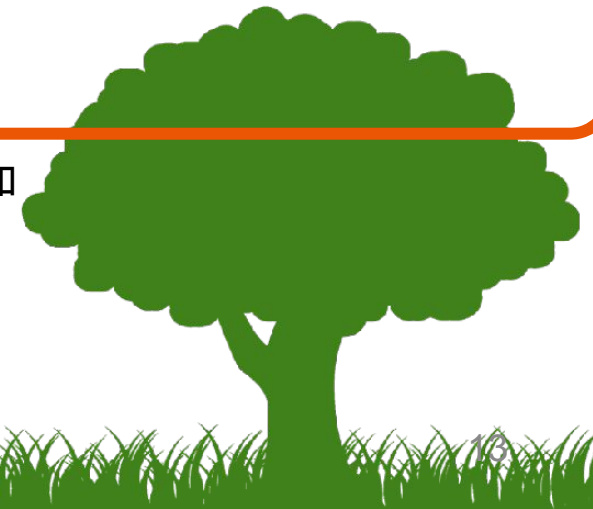
- ◇ 5～8名程度の少人数グループ
- ◇ 各グループにファシリテーター(運営事務局)が入る
- ◇ 流れは、自己紹介 ～ フリートーク
感想・聞けなかった質問・その他困りごと相談など

ルール

- ◇ 一人ひとりグループで話しやすい雰囲気を作る
- ◇ 陰口は言わない
- ◇ 秘密厳守:うわさ話をしない

※困りごと解決のために話し合いたいときは、ファシリテーター(事務局)を通じて参加者の了解を得ることで、グループにて意見交換をすることができます。

ケースの相談や運営の相談は可、経営の相談は不可としています。



まとめと・・・

まなびば

間接的なサポート

- ・課題解決に向けて学ぶ
- ・事例を通して学び合う
- ・ヒントなどおみやげを持ち帰る

問題解決に向けた取り組み

しゃべりば

直接的なサポート

- ・連携できる仲間・人脈作り
- ・悩んでいることの相談
- ・バーンアウトの予防
(職員の定着)

地域課題を発掘する役割



中央区地域部会 の全体像

まなびば

④

皆さんの『困りごと』が勉強会の
テーマにつながります！

・整理された困りごとの解決に向けて勉強会や、他の事業所で行っている取り組み紹介、情報交換会などを実施し、地域の『困った』を地域の皆さんの力で解決に向けて取り組む

⑤

地域部会だけで解決が難しい、地域だけの困りごとではない場合、全市的な課題として、自立支援協議会の全体会に課題を上げて、検討頂く

しゃべりば

①

困った！を話し合う
やってよかった！を共有する

②

その場で解決が
難しい場合

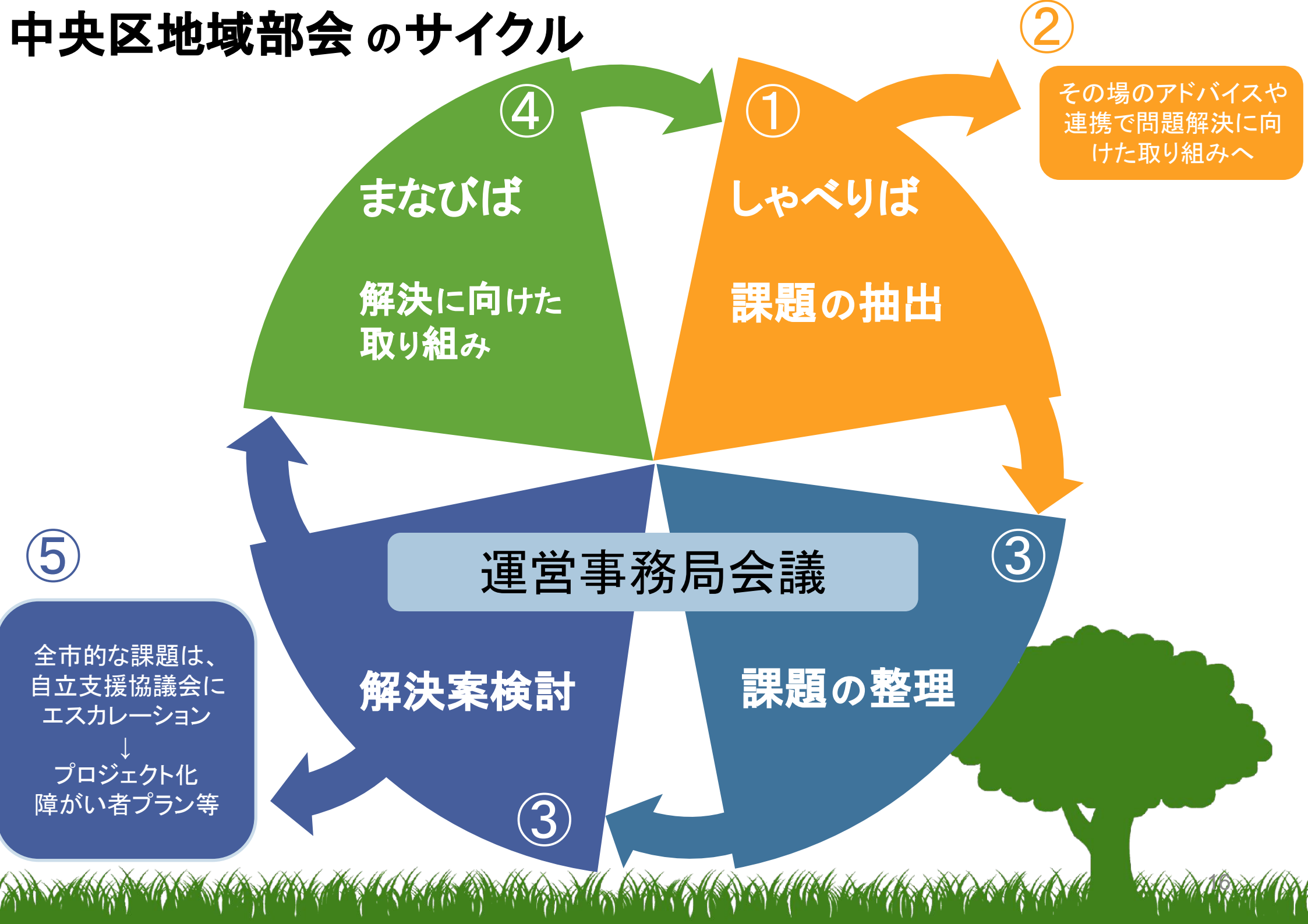
その場の皆さんで
『困った』を解決

③

月1回の運営事務局会議にて
課題の発掘と整理、解決の確認を行う



中央区地域部会 のサイクル



中央区地域部会 年間スケジュール



令和8年度 定例会日程 年9回

第1回	R8.04.15	18:30～20:00
第2回	R8.05.20	18:30～20:00
第3回	R8.06.17	18:30～20:00
第4回	R8.07.15	18:30～20:00
第5回	R8.09.16	18:30～20:00
第6回	R8.10.21	18:30～20:00
第7回	R8.11.18	18:30～20:00
第8回	R9.01.20	18:30～20:00
第9回	R9.02.17	18:30～20:00

令和8年度 事務局会議日程 年12回

第1回	R8.04.28	13:30～15:30
第2回	R8.05.26	13:30～15:30
第3回	R8.06.23	13:30～15:30
第4回	R8.07.28	13:30～15:30
第5回	R8.08.25	13:30～15:30
第6回	R8.09.29	13:30～15:30
第7回	R8.10.27	13:30～15:30
第8回	R8.11.24	13:30～15:30
第9回	R8.12.22	13:30～15:30
第10回	R9.01.26	13:30～15:30
第11回	R9.02.22	13:30～15:30
第12回	R9.03.23	13:30～15:30

中央区相談支援合同勉強会(勉強会事務局)が発足

設置までの歩み

平成24年6月、計画相談の円滑な推進を目的に区役所と事業所が共同でスタート。任意の会として制度改正の共有や事例検討を重ねてきました。

令和8年2月の設置

地域部会規約に「勉強会事務局」として明文化。**守秘義務**が課せられた公式な場となることで、個別事例の具体的な共有が可能に。

地域課題の抽出

一人の相談員では解決できない課題や、共通する困りごとを集約。個別事例の共有等を行い、地域の支援体制を構築する機能を担います。

ネットワークの強化

区内の相談支援事業者が集い、相互に相談できる環境を整備。人材育成や定着率の向上、顔の見える関係づくりを推進します。



個人や1つの事業所でできることには 限界が...

相談先を見つけて協力することで、課題解決に繋がることもあります。

困ったときの相談場所作りを目指し

日ごろから顔を合わせることで、顔の見える関係から連携に繋がることで

障がいのある方やその家族等が自分らしく生活できる地域へ

地域のいろいろな機関の方と出会い、

ともに学び、ともに考えていけるきっかけに...



ご清聴ありがとうございました

